

平成 27 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省海事局外航課・内航課）

制 度 名	船舶に係る特別償却制度の縮減	
税目（条文番号）	所得税及び法人税 （租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16）	
見 直 し の 内 容	<p>（外航）</p> <p><b>【見直し事項】</b> 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直す。</p> <p><b>【特例措置の内容】</b>                      外航日本船舶・・・・・・・・・・18／100                      外航日本船舶以外の船舶・・・・・・・・16／100                      対象要件：設備・性能要件において、</p> <p>① 新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成 27 年 1 月 1 日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制につき規制開始時に比べ 12%以上効率改善する。                      なお、二酸化炭素排出規制前に建造した船舶、二酸化炭素排出規制対象外船舶及び平成 25 年 1 月 1 日以降平成 27 年 1 月 1 日前に契約した新造船等については、現行の設備要件若しくは性能要件を継続する。</p> <p>② バラスト水処理装置を追加する。</p> <p>（内航）</p> <p><b>【見直し事項】</b> 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直す。                      内航環境低負荷船・・・・・・・・・・16／100                      高度内航環境低負荷船・・・・・・・・18／100                      対象要件：従来からの設備要件に加え、LED照明器具（船内居住空間に設置するものに限る。）、船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置（AIS）を追加する。</p>	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	+1,419 百万円 （▲4,800 百万円） （－ 百万円）

廃止又は縮減の理由

(外航)

外航海運における環境問題への対応において、日本は国際機関において主導的立場をとってきているところ、以下①及び②の通り設備・性能要件を先行的に強化した環境低負荷船を整備するため。

- ① 新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成27年1月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制につき規制開始時に比べ12%以上効率改善する。
- ② バラスト水処理装置を追加する。

(内航)

従前より、地球温暖化対策推進の観点から本租税特別措置により、モーダルシフトの担い手として環境性能に優れた船舶への代替建造を推進してきたところである。また、平成25年6月に閣議決定された総合物流政策大綱において、「今後の物流施策の方向性と取組」のうち、「さらなる環境負荷の低減に向けた取組」として、モーダルシフトの一層の推進及び船舶の省エネ化を促進することとされている。

これを踏まえ、今後においても、内航海運としてさらなる環境負荷の低減の取組の促進を図る観点から、設備要件にLED照明器具（船内居住空間に設置するものに限る。）、船舶自動識別装置（AIS）を追加することによる縮減。